

砺波地方介護保険組合介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任
払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波地方介護保険組合（以下「組合」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な費用負担を軽減するために実施する福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の受領委任払いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉用具 法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。
- (2) 住宅改修 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修をいう。
- (3) 事業者 福祉用具の販売又は住宅改修を行う事業者をいう。
- (4) 受領委任払い 組合が被保険者に対し福祉用具購入費等を支給するにあたり、被保険者が委任した事業者をその受取人とし、組合が当該事業者福祉用具購入費等を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 福祉用具購入費等を受領委任払いにより支給申請することができる被保険者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載のない者
- (2) 法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載のない者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載のない者
- (4) 介護保険料を滞納していない者
- (5) 要介護（要支援）認定の新規、変更又は更新申請中でない者
- (6) 医療機関等に入院していない者又は介護保険施設に入所していない者

(自己負担)

第4条 福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する被保険者は福祉用具購入費等（保険給付の対象となる費用部分に限る。）について、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(福祉用具購入費の支給申請)

第5条 受領委任払いによる福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第1号）に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第71条第2項に掲げる書類その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(住宅改修の申請及び承認)

第6条 住宅改修費の支給を受けようとする被保険者は、住宅改修工事を行う前に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書に省令第75条第1項第2号から第4号までに掲げる書類その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出し、審査を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の承認をしたときは、被保険者に対してその審査結果を通知するものとする。

3 前項に規定する承認を受けた被保険者は、住宅改修工事の完了後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第2号）に前項の通知に省令第75条第1項第6号及び第7号に掲げる書類その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第7条 理事長は、第5条の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、当該福祉用具購入費の支給の可否を決定し、被保険者にその結果を介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、理事長は取扱事業者に対しても介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知し、福祉用具購入費を当該事業者に対し支払うものとする。

2 理事長は、前条第3項の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、当該住宅改修費の支給の可否を決定し、被保険者にその結果を介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）（様式第5号）により通知するものとする。

この場合において、理事長は取扱事業者に対しても介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払支給決定通知書（様式第6号）によりその旨を通知し、住宅改修費を当該事業者に対し支払うものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、被保険者から受領委任払いの申出を受けた場合は、介護保険被保険者証等により資格内容を確認し、受諾する場合は誠実にこれを履行しなければならない。

2 事業者は、被保険者の福祉用具購入費等のサービスの提供にあたり、介護支援専門員等と必要な連絡調整を行わなければならない。

(給付費の返還)

第9条 理事長は、偽りその他不正の手段により福祉用具購入費等を受給したと認めるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(秘密保持)

第10条 事業者の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。